

一般貨物自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令を発しました

株式会社黄日の本社営業所で選任する運転者が、令和7年2月21日に酒気を帯びた状態で事業用トラックを運転した事実が発覚したことから、令和7年4月18日に東北運輸局福島運輸支局が当該営業所に対し監査を実施しました。

監査の結果、貨物自動車運送事業法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり輸送施設の使用停止命令を発しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：株式会社黄日 代表取締役 日下部 信康
(法人番号：7380001012140)
福島県郡山市喜久田町字菖蒲池22-3

営業所：本社営業所
福島県郡山市喜久田町字菖蒲池22-3

2. 行政処分等年月日 令和7年10月6日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分 (176日車)

令和7年10月14日から令和7年10月22日まで (17両×9日)

令和7年10月14日から令和7年11月5日まで (1両×23日)

(2) 文書警告

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

(1) 乗務時間等告示の遵守違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)

(2) 酒酔い・酒気帯び運転

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)

(3) 点呼の実施義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項、第3項)

(4) 点呼の記録義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)

(5) 運転者に対する指導監督義務違反

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)

以 上

《問合せ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門

担当：関根、新沼

TEL：024-546-0345

音声ガイダンス3番